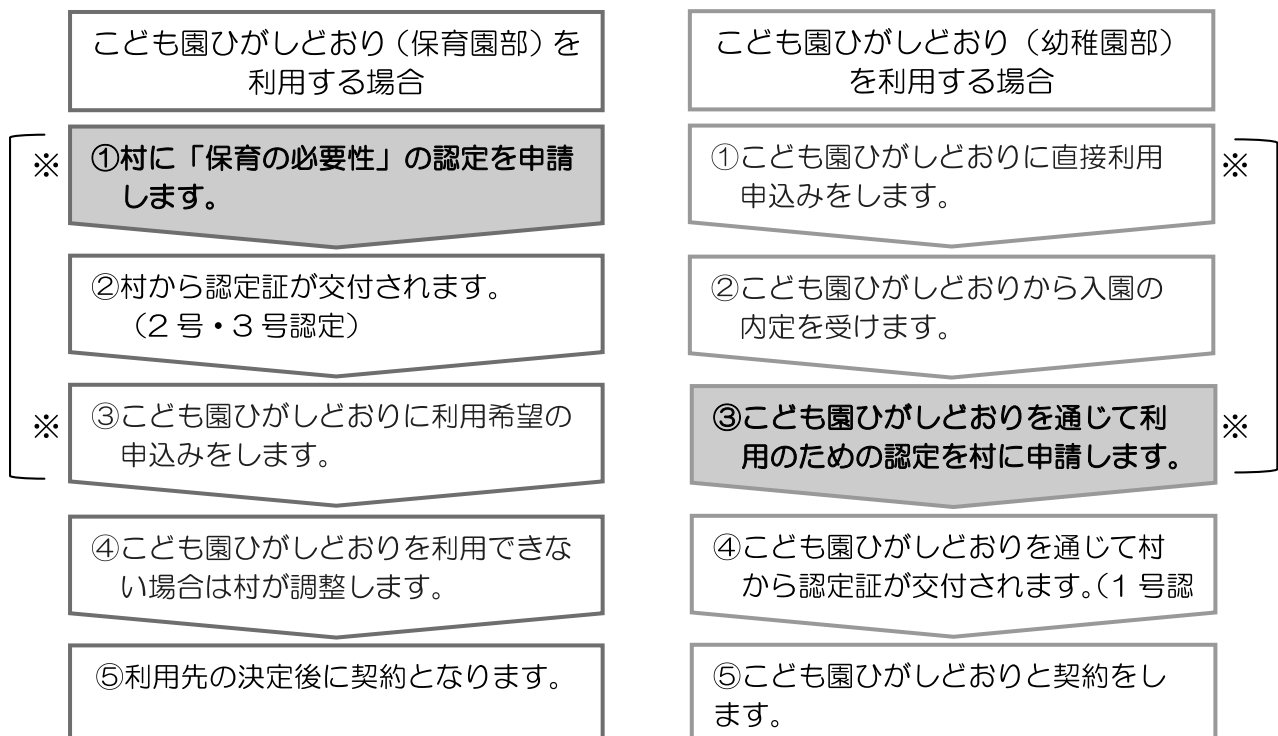


～ こども園ひがしどおり 及び他の保育所、幼稚園の利用手続について ～

➤ 平成28年4月からこども園ひがしどおり及び他の保育所、幼稚園の利用を希望する場合の手続きは以下のとおりとなります。

➤1 こども園ひがしどおりの入園申し込み時期は12月からの予定です。

➤2 こども園ひがしどおりを利用する場合の流れ



※①と③は同時に手続きが可能です。

➤3 こども園ひがしどおり以外の保育所や幼稚園を利用する場合は、村（教育委員会）から1号～3号の認定*を受けることとなりますので、担当までお問い合わせください。

※ 1号～3号の認定区分について

- 1号認定：子どもが満3歳以上で、保育を必要としない、教育（幼稚園）を希望する場合
- 2号認定：子どもが満3歳以上で、保育所等で保育を希望する場合
- 3号認定：子どもが満3歳未満で、保育所等で保育を希望する場合

【お問い合わせ先】

- 村教育委員会 ☎ 27-2111（内線342）
 - 内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 ☎ 03-5253-2111（代表）
- （詳しい内容は、ホームページ[内閣府子ども・子育て支援新制度（検索）](#)にも掲載されています。）